明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産八一）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、土地家屋調査士名簿登録等関係　二六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二九
会社その他
会社決算公告　三三

省令

○農林水産省令第八十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十四日

農林水産大臣　野上浩太郎